

# みんなで考えよう 将来の「土地利用」

## 土地利用計画策定 市民会議ニュースレター

～ 第 10 号 ～

### 第14回 市民会議

日時 平成19年1月22日(月) 10:00～12:00  
場所 飯田市役所本庁舎3階301～302号会議室  
参加 委員21名、コーディネーター、事務局

事務局から、景観計画(試案)と緑の基本計画(試案)の説明を行い、グループごとに試案に対する話し合いを行いました。

各計画の(試案)につきましては、ホームページの【景観計画(試案)緑の基本計画(試案)】をご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.city.iida.nagano.jp/kikaku/tochikeikaku/ikenbosyu.htm>

#### 屋外広告物の基準について

- ◆将来を見据えると屋外広告物を制限していく必要がある。看板だらけになる。
- ◆屋上の広告物の制限は景観上緩い。
- ◆中心市街地ももう少し基準を定めたほうが良い。
- ◆建築物の最高の高さを31m以下としている地域で、屋上の広告物の高さを13m以下、建築物の高さの10分の6以下という規制ではアンバランスである。もう少し制限をすべきではないか。
- ◆沿道の制限や自己用以外のものは、厳しい基準とすべき。
- ◆詳細の基準(厳しくする)は地域で決めるしかないのではないか。
- ◆登録標章してしまうと、看板の色を変えさせるのは難しい。
- ◆厳しくても企業努力で何とかなる。むしろ飯田に来たという実感がもてるよう制限していくべき。
- ◆広告物で一番問題となるのは、色の規制が非常に難しいことである。彩度の基準どおりでも大きなものは、けばけばしいものとなる。
- ◆赤の彩度を8にすると、茶色になってしまうという苦情があった。
- ◆屋上の広告物の面積制限をかけることはできないか。高さより面積が問題である。
- ◆屋外広告物の道路からの距離は指定しないのか。育良町の協定にはある。
- ◆古い看板をはずさせることができるように。
- ◆屋上の広告物は風圧などの危険性を考えて制限したほうが良い。



#### 届出制度や基準について

- ◆基準があるとそこまでは良いということになってしまう。
- ◆届出制では強制力が弱いのではないか。

#### 制度の周知について

- ◆周知の方法が問題である。不動産業界へのPRが必要。

#### 中心市街地の建物の高さについて

- ◆高さ31mで規制するなら、斜線、後退等厳しくする方がよい。
- ◆高さ31mはもっと下げても良いのではないか？議論が必要である。

### 緑について

- ◆駐車場の緑化義務が必要では。
- ◆法面への植樹は低木でなく高木が望ましい。
- ◆土地の形質の変更、開発行為における措置として法の前面に植栽とあるが、樹木にとってはよい環境ではないのでは。
- ◆段丘の森の緑化に対する考え方があった方がよい。また、竹林については含まないということであったが、これをどうするか。
- ◆国県の事業は景観育成基準に従うものなのか？例えば段丘の法面保護の工事する場合にこの基準に従って緑化されるか？  
国県は届出ではなく協議。また景観重要公共施設として景観計画に位置づけることが可能。

### 市民農園について

- ◆借地権（知らぬ間に移ってしまう）などの心配があるので、市が介入して保障してほしい。

### 有害鳥獣、希少・外来植物

- ◆計画の中にシカの食害等鳥獣被害、河川の希少植物や外来植物について記載すべきではないか？鳥獣被害、外来植物は景観、緑の保全育成に大きな影響を与えている。  
まだ方針が出せる段階にない。外来植物でもニセアカシアのように養蜂業に役立つものもあるし、難しいところ。

### 文章表現について

- ◆分かりにくい表現が多い。まわりくどい。



### 基準の追加について

- ◆建築物の壁や屋根の色の制限はないのか？
- ◆建築物の高さ制限だけでなく道路に面したところにスペースが生まれるようにすることはできないか？

### 住民協定について

- ◆飯田市では、3地区が住民協定を結んでいる。下伊那6地区、上伊那は24地区を超えており、差が出て遅れをとっている。飯田下伊那でもこの遅れを取り戻して欲しい。
- ◆協定で苦労していることは、建物の屋根・壁について住宅でもすごい色がある。景観とマッチしないものであるので、規制できたら。今はけばけばしいものはダメとある。

### 地域での計画づくり、支援

- ◆地域の許可制度をつくるのは難しい。
- ◆行政のコーディネートが重要。
- ◆計画中「支援する」という語句があるが具体的にはどういうことか？  
アドバイス、交付金等があるが、具体的ところは検討中。地域自治組織への交付金との兼ね合いを考慮する必要がある。
- ◆NPO などに対する支援とあるが、どんな支援があるのか？今後、地域で検討する必要がある。

〒395-8501 飯田市大久保町 2534 番地 Tel 22-4511 Fax 53-4511

連絡先 企画課土地利用計画係 内線 2252

土地利用計画に関するご意見は、次のメールアドレスへお願いします

E-mail: [ikikaku@city.iida.nagano.jp](mailto:ikikaku@city.iida.nagano.jp)

ホームページアドレス「<http://www.city.iida.nagano.jp/kikaku/tochikeikaku/>」